

令和6年度大阪市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議要旨（書面開催）

1 日時

令和6年5月31日（金）

2 開催方法

「大阪市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱」第6条に基づく書面  
の方法による開催

3 構成員

市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長  
市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長  
人権啓発・相談センター所長  
市民局区政支援室区行政制度担当課長  
市民局区政支援室地域安全担当課長  
福祉局総務部総務課長  
健康局総務部総務課長  
こども青少年局企画部総務課長  
都市整備局住宅部管理課長  
教育委員会事務局指導部首席指導主事  
区役所人権生涯学習主管課長代理（西成区）  
区役所福祉担当課長（東成区）  
区役所生活支援担当課長（生野区）  
区役所保健業務主管課長代理（阿倍野区）

4 議題

1. 犯罪被害者等支援施策の現状
2. 大阪市における犯罪被害者等支援
3. 構成員の皆様へのお願い

5 会議資料

1. 大阪市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱
2. 庁内連絡会議構成員一覧
3. (資料1) 令和6年度庁内連絡会議資料
4. (資料2) 第4次犯罪被害者等基本計画
5. (資料3) 大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例
6. (資料4) 被害発生初期段階支援実施要綱
7. (資料5) 大阪市犯罪被害者等見舞金支給要綱
8. (資料6) 大阪市犯罪被害者等日常生活支援事業等実施要綱
9. (資料7) 大阪市犯罪被害者等助成金交付要綱
10. (別紙) 意見聴取用紙

## 6 議題についての意見

### 1. 広報・啓発への協力について

- ・協力可能と回答があった構成員・・・10

### 2. 本市の犯罪被害者等支援事業についてのご意見

- ・区役所の職員や本市から委託している様々な相談窓口では、日々の相談を受ける中で犯罪被害者の方々に接する機会もあると思うので、まずはそういった関係先における認知度向上に取り組むのはどうか。
- ・「被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援」について、この取り組みは、心に傷を負った犯罪被害者の方々にとっては、情報がない中で必要な支援につながるための非常に有効な支援策であると思うので、次回は、実績も含めて教えてほしい。
- ・医師の診断書が必要な支援があるので、医療機関への周知啓発に引き続き取り組むことで制度が必要な方へ届きやすくなると思う。